

無線インターネット契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第25条 (加入者の支払義務) (略)</p> <p>6 第19条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、加入者の責めによらない事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じた場合で、かつ当社がこのこと認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し(端数切捨て)、その日数に対応する利用料金等の支払い義務を免じます。</p>	<p>第25条 (加入者の支払義務) (略)</p> <p>6 第19条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、加入者の責めによらない事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じた場合で、かつ当社がこのこと<del>を</del>認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し(端数切<del>り</del>捨て)、その日数に対応する利用料金等の支払い義務を免じます。</p>
<p>第31条 (施設の移設および費用負担)</p> <p>当社が第15条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設等を移設します。この場合、加入者は端末機器および加入者施設の移設に要する費用を負担します。</p> <p>2 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の責任において、復旧作業を実施することとします。</p>	<p>第31条 (施設の移設および費用負担)</p> <p>当社が第15条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設等を移設します。この場合、加入者は端末機器および加入者施設の移設に要する費用を負担します。</p> <p>2 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の<del>費用と</del>責任において、復旧作業を実施することとします。</p>
<p>第32条 (施設の撤去および費用負担)</p> <p>第20条(加入者が行う本契約の解約)および第21条(当社が行う本契約の解除)の規定により本契約が終了したときは、<del>当社は</del>当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。</p> <p>2 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の責任において、復旧作業を実施することとします。</p>	<p>第32条 (施設の撤去および費用負担)</p> <p>第20条(加入者が行う本契約の解約)および第21条(当社が行う本契約の解除)の規定により本契約が終了したときは、当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。</p> <p>2 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の<del>費用と</del>責任において、復旧作業を実施することとします。</p>
<p>第47条 (情報の削除等)</p> <p>当社は、加入者による本サービスの利用が第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。</p> <p>(1) 第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する行為をやめるよう要求すること</p> <p>(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を<del>行な</del><u>う</u>よう要求すること</p> <p>(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求すること</p> <p>(4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと</p>	<p>第47条 (情報の削除等)</p> <p>当社は、加入者による本サービスの利用が第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。</p> <p>(1) 第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する行為をやめるよう要求すること</p> <p>(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を<del>行な</del><u>う</u>よう要求すること</p> <p>(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求すること</p> <p>(4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと</p>

無線インターネット契約約款 新旧対照表

<p>第51条 (コンテンツ) (略) 3 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること。ただし緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行うことなく、加入者のコンテンツの一部または全部を削除できるものとします。</p>	<p>第51条 (コンテンツ) (略) 3 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること。ただし緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行うことなく、加入者のコンテンツの一部または全部を削除できるものとします。</p>																																																
<p>付則 (略) 8. 本約款は2022年2月21日より施行します。</p>	<p>付則 (略) 8. 本約款は2022年7月1日より施行します。</p>																																																
<p>無線インターネット接続サービス料金表 (表3) 各種手数料等</p> <table border="1" data-bbox="68 880 786 1240"> <thead> <tr> <th>オプションサービス種別</th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込事務手数料</td> <td>3,300円</td> <td>1契約につき</td> </tr> <tr> <td>設置設定費用</td> <td>5,500円</td> <td>機器1台につき</td> </tr> <tr> <td>撤去費用</td> <td>5,500円</td> <td>当社窓口へ返却または元払にて郵送の場合は無料</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>110円</td> <td>1回の督促につき</td> </tr> <tr> <td>お知らせハガキ発行手数料</td> <td>88円</td> <td>1通につき</td> </tr> <tr> <td>機器交換手数料</td> <td>5,500円</td> <td>機器1台につき</td> </tr> <tr> <td>機器損害金</td> <td>10,000円</td> <td>機器1台につき(不課税)</td> </tr> </tbody> </table>	オプションサービス種別	月額利用料	備考	申込事務手数料	3,300円	1契約につき	設置設定費用	5,500円	機器1台につき	撤去費用	5,500円	当社窓口へ返却または元払にて郵送の場合は無料	督促手数料	110円	1回の督促につき	お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき	機器交換手数料	5,500円	機器1台につき	機器損害金	10,000円	機器1台につき(不課税)	<p>無線インターネット接続サービス料金表 (表3) 各種手数料等</p> <table border="1" data-bbox="810 880 1528 1240"> <thead> <tr> <th>オプションサービス種別</th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込事務手数料</td> <td>3,300円</td> <td>1契約につき</td> </tr> <tr> <td>設置設定費用</td> <td>5,500円</td> <td>機器1台につき</td> </tr> <tr> <td>撤去費用</td> <td>6,600円</td> <td>当社窓口へ返却または元払にて郵送の場合は無料</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>110円</td> <td>1回の督促につき</td> </tr> <tr> <td>お知らせハガキ発行手数料</td> <td>88円</td> <td>1通につき</td> </tr> <tr> <td>機器交換費用</td> <td>6,600円</td> <td>機器1台につき</td> </tr> <tr> <td>機器損害金</td> <td>10,000円</td> <td>機器1台につき(不課税)</td> </tr> </tbody> </table>	オプションサービス種別	月額利用料	備考	申込事務手数料	3,300円	1契約につき	設置設定費用	5,500円	機器1台につき	撤去費用	6,600円	当社窓口へ返却または元払にて郵送の場合は無料	督促手数料	110円	1回の督促につき	お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき	機器交換費用	6,600円	機器1台につき	機器損害金	10,000円	機器1台につき(不課税)
オプションサービス種別	月額利用料	備考																																															
申込事務手数料	3,300円	1契約につき																																															
設置設定費用	5,500円	機器1台につき																																															
撤去費用	5,500円	当社窓口へ返却または元払にて郵送の場合は無料																																															
督促手数料	110円	1回の督促につき																																															
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき																																															
機器交換手数料	5,500円	機器1台につき																																															
機器損害金	10,000円	機器1台につき(不課税)																																															
オプションサービス種別	月額利用料	備考																																															
申込事務手数料	3,300円	1契約につき																																															
設置設定費用	5,500円	機器1台につき																																															
撤去費用	6,600円	当社窓口へ返却または元払にて郵送の場合は無料																																															
督促手数料	110円	1回の督促につき																																															
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき																																															
機器交換費用	6,600円	機器1台につき																																															
機器損害金	10,000円	機器1台につき(不課税)																																															